

太陽光余剰電力買取サービス（一条でんき）利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、出光興産株式会社（以下「出光」といいます。）が株式会社一条工務店（以下「一条」といいます。）を媒介事業者として提供する太陽光余剰電力買取サービス（以下「本サービス」といいます。）、および出光と電気需給契約締結のうえ本サービスを利用し、かつ同一地点において出光と電気需給契約を締結している場合に適用する特別プラン（以下「特別プラン」といいます。）に関して定めるものです。

1. 総則

- (1) お客様は、本規約に加え、「太陽光発電設備電力受給（買取）契約要綱」（以下「要綱」といいます。）に従って本サービスを利用するものとします。なお、要綱が変更された場合には、変更後の要綱に従って本サービスを利用するものとします。
- (2) 本規約に定めのないその他の事項および用語の定義については、要綱の定めによるものとします。なお、本規約が要綱に抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。
- (3) 出光は、法令もしくは要綱の変更、電気の安定供給その他の事情により、本規約を変更する場合があります。
- (4) 出光は、本規約を変更する際には、出光または一条のウェブサイト等への掲載その他の方法によりお客様にあらかじめお知らせするものとし、変更後の規約は、ウェブサイト等に掲載することで変更実施日に効力を生ずるものとします。

2. サービスの内容と利用条件

(1) 利用条件

最初に本サービスへお申込みいただいた時点で一条の販売した住宅にお住まいであること。

(2) サービス内容

出光の要綱に基づき定める購入単価にかかわらず、一条のウェブサイト等に掲載する購入単価により料金を算定します。

※（2）に定める購入単価は、原則として、年度（4月検針日から翌年の3月検針日前日までの期間をいいます。）ごとに更新するものとし、原則として、1月末日までに一条のウェブサイト等に翌年度の単価を掲載いたします。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、出光は変更された税率に基づき購入単価を変更いたします。

3. 特別プランの内容と適用条件

(1) 適用条件

以下の条件を満たすお客様からの申込みを当社が承諾した場合に、特別プランを適用します。

- (イ) 同一の暦月において、当社の電気需給約款（低圧）に基づき、当社と電気需給契約を締

結していること。

- (D) 原則として、電力受給契約における受給設備の設置場所と電気需給契約における需要場所が同一であること。
- (H) 原則として、電力受給契約と電気需給契約の契約者が同一名義であること。

(2) プラン内容

当社の「太陽光発電設備（低圧）からの電力購入単価」について、1キロワット時あたり2円（税込）を割り増します。

(3) 適用開始日

- (I) 電力受給契約の申込み前に電気需給契約を締結している場合
原則として、電力受給契約の受給開始日より、特別プランを適用します。
- (D) 電力受給契約の申込みと同時に電気需給契約を締結している場合
原則として、電力受給契約の受給開始日より、特別プランを適用します。ただし、電気需給契約の開始日が受給開始日以降となった場合は、原則として、電気需給契約開始日以降の受給検針日より特別プランを適用します。
- (H) 電力受給契約の申込み後に電気需給契約を申込みする場合
原則として、電力需給契約開始日以降の受給検針日より特別プランを適用します。なお、この場合、お客様は、あらかじめ特別プランの適用を当社に申込みいただけます。

(4) 適用終了日

当社は、お客様が3.(1)（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、特別プランの適用を終了します。その場合の終了日は、以下のとおりとします。

- (I) 電力受給契約を解約する場合
解約日に終了します。
- (D) (I)以外の事由による場合
当該事由発生日の次回検針日の前日に終了します。

附則

1. 実施期日

本規約は、2026年3月1日から実施いたします。

2026年3月1日制定
出光興産株式会社